

# 令和8年度 学校いじめ防止基本方針

玉村町立南小学校

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

### (2) いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

- ①いじめ防止等の対策により、本校の児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- ②いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにする。
- ③いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、群馬県、玉村町、学校、地域住民、家庭、関係機関の連携のもと、いじめの問題を克服することをめざして行う。

## 2 いじめ防止のための組織

### (1) 生徒指導委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年代表、特別支援学級代表、養護教諭で構成された委員会を定期的に関き、情報を共有して、対応策を協議する。決定した対応策は、教職員で共有する。

また、職員会議等で情報を共有し、全教職員で対応する。緊急性の高い事案については、臨時委員会を開き、情報を共有し、対応策を協議する。

### (2) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年代表、該当学年主任、該当学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成された委員会を設置する。

## 3 いじめに対する基本認識

- (1) いじめは、人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- (2) いじめ認知を高めて、児童がおかれている状況把握に努める。
- (3) いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (4) いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (5) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

## 4 いじめの未然防止

### (1) 望ましい人間関係づくり

- ①教職員の受容的・共感的態度により、児童が互いにRESPECTする環境をつくる。
- ②児童の行動観察、出欠の状況や教職員の情報交換を基にして、児童の実態を十分に把握し、学級経営に反映する。
- ③児童委員会が中心となって、いじめを自分たちの問題として考え、予防と解決に取り組む。

り組めるように活動を進める。

## (2) 規範意識の構築

- ①児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、思いやりの態度と正義感あふれる行動を育成する。
- ②学級のきまりや社会のモラルがきちんと守られるような指導の継続により、規律正しい生活を送る児童を育成する。特に、思いやりにあふれるあたたかいまなざし、やわらかい声かけ、正しい言葉遣いができるようにする。
- ③いじめを許さない心情を深める授業を工夫し、人権意識を高める。

## (3) 相談体制の充実

- ①教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ②スクールカウンセラー等を活用することにより、学校生活での悩みの解消を図る。
- ③地域や関係機関と定期的に情報を共有して、日常的な連携を深める。

## (4) インターネット等におけるトラブル対策

- ①ネット利用に関する実態を把握し、課題を焦点化し、情報モラル教育を推進する。
- ②PTAや関係機関と協力し、保護者にインターネットモラルの啓発活動を行う。

## 5 いじめの対応

### (1) いじめの早期発見

- ①チャンス相談、個別面談やアンケート調査等を通して、児童の声に耳を傾ける。
- ②いじめ問題発見チェックリストの活用や教職員による行動観察により、児童の行動の変化を捉え、情報共有する。
- ③連絡ノート、電話連絡、家庭訪問等により、保護者と情報共有する。

### (2) いじめの解消

- ①教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに管理職に報告するとともに、いじめられている児童の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ②いじめが確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- ③いじめた児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、加害者の成長支援の観点から指導する。
- ④いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるように、保護者と連携を図る。必要に応じて一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為に対しては、町教育委員会及び警察署と連携して対応する。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>①児童等の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合</li><li>②児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合</li></ol> <p style="text-align: center;">【いじめ防止対策推進法 第28条】</p> |
|---|

### (2) 重大事態への対応

- ①重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- ②町教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。それに基づいて当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。